

別冊

関係規程集

子供の未来応援基金

第3回未来応援ネットワーク事業募集要領……………	1
独立行政法人福祉医療機構助成要綱……………	8
社会福祉振興助成事業事務取扱要領……………	15
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律……………	19
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令……………	25
厚生労働省所管補助金等交付規則……………	28
独立行政法人福祉医療機構WAMNET利用規約……………	29
WAM助成連絡システム利用規約……………	30

「子供の未来応援基金」 第3回未来応援ネットワーク事業 募集要領

1. 事業の目的

貧困の状況にある子供たちの抱える困難やニーズは様々であり、貧困の連鎖を解消するためには、制度等の枠を越えて、一人ひとりの困難に寄り添ったきめ細かな支援を弾力的に行うことが必要です。

そのため、貧困の状況にある子供たちの実態を把握しやすい草の根で支援活動を行うNPO法人等の存在が重要ですが、そうしたNPO法人等の多くは、財政的に厳しい運営状態にあり、行政や民間企業等との連携や支援を求められているものと認識しています。

この事業は、2015年度に創設された、民間資金からなる「子供の未来応援基金」を通じて、草の根で支援活動を行うNPO法人等の運営基盤の強化・掘り起こしを行い、社会全体で子供の貧困対策を進める環境を整備することを目的に、NPO法人等への支援金の交付を行うものです。

2. 対象となる団体

社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の法人又は団体（以下「法人等」という。）

- ア 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）
- イ NPO法人（特定非営利活動法人）
- ウ 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）
- エ その他ボランティア団体、町内会など非営利かつ公益に資する活動を行う法人又は任意団体

ただし、上記の法人等であっても、次に該当する場合は除きます。

- ・反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人等
- ・過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない法人等

3. 対象となる事業

応募する法人等が自ら主催する事業であり、次のアからカまでに該当する子供の貧困対策のための事業（金銭を直接給付する事業又は貸与する事業を除く。）を支援金の交付対象事業（以下「支援事業」という。）として募集いたします。一団体につき、一事業の申請（※）としてください。

- ア 様々な学びを支援する事業
- イ 居場所の提供・相談支援を行う事業
- ウ 衣食住など生活の支援を行う事業
- エ 児童又はその保護者の就労を支援する事業
- オ 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業
- カ その他、貧困の連鎖の解消につながる事業

※ただし、国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成（以下、「他の助成等」という。）を受ける事業と同一事業かつ同一費目については、支援金の交付対象外とします。また、異なる費目のみを対象とした申請であっても、主たる費目について他の助成等を受ける場合には、支援金の交付対象外となる場合があります。

4. 審査の視点

審査にあたっては、特に以下の4点を考慮いたします。

ア 計画性

申請された事業の目標（定量的な評価が可能なものを含むことが望ましい。）が目的に沿って明確に設定されており、当該目標を実現するための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であること

イ 連携とその効果

地域における多様な関係者を巻き込み、申請された事業の社会的意義を高めるとともに効果的に実施する工夫があること

ウ 戦略的な広報

申請された事業の実施・効果に関する積極的な情報発信や広報の工夫を行うこととされていること

エ 継続性

申請された事業終了後の事業展開の見通し（※）について、今後の団体活動の発展が期待できる、一定の計画性があること

※過去に未来応援ネットワーク事業の支援を受けている法人等については、当該事業の成果等も審査の参考といたしますので、事業の必要性・効果等を改めて精査の上、申請いただきますようお願いします。

5. 支援金の上限額と対象となる経費の算定

（１）支援金の上限金額

支援事業として採択された場合には、基金の総額の範囲内において、当該支援事業に必要なと認められる額を500万円を上限として交付します。

ただし、本事業の目的に照らし、多くの法人等に裾野を広げて支援を行う観点から、過去に本事業の支援を受けたことがある法人等の支援額は300万円を上限（ただし、支援が2回目の団体は前回交付額の7割と比していずれか高い額）とします。また、支援回数は原則3回までとします。

（２）支援対象経費

支援事業を実施するために真に必要な経費とします。費目は別紙を参考に法人等の会計規則などにあわせてご記入ください。

（３）支援金額の算定

支援金額は、支援事業を実施するための経費の合計額（総事業費）から支援事業にかかる収入（寄付金、助成金に係る利息収入、参加費、利用料、事業を実施する際に生じるその他の収入及び一般会計繰入金（法人の自己資金））額を除いた額の範囲内になります。

※ただし、1,000円未満の端数は切り捨てになります。

6. 支援対象となる事業の実施期間

2019年4月1日から2020年3月31日までとします。

※2019年度中に着手し、6か月以上継続し、かつ2020年3月31日までに完了するものに限ります。なお、2019年度以前から実施する既存の事業に対して拡大や改善を行うものも含みます。

7. 応募手続き等

(1) 次の手続きに沿ってご提出ください。

① 子供の未来応援基金未来応援ネットワーク事業の要望書作成

- ・ 要望書は、独立行政法人福祉医療機構のホームページ (<http://www.wam.go.jp/hp/miraiouen3rd/>) からダウンロードし作成してください。

《主な記載事項》

- ・ 団体概要（活動実績等）、役員名簿、事業計画、支援金額調書等



② 機構ホームページからフォーム送信

- ・ 応募フォーム（子供の未来応援基金 未来応援ネットワーク事業）に必要事項を入力してください。
- ・ 正確に入力されているかを確認後、送信ボタンを押して登録してください。
- ・ フォームに登録したメールアドレスに受信確認メールをお送りします。メールには要望書の送付先アドレスが記載されています。



③ 要望書をメールに添付して送信

- ・ ①で作成した要望書を、受信確認メールに記載されたメールアドレスあてに送信することで応募完了となります。必ずフォームに登録したアドレスから送信してください。
- ・ 応募の際は、メールの題名を「要望書」とし、本文の文章は記載せず、要望書を添付してお送りください。
- ・ 要望書は慎重に検討し、メール送信は一度のみとしてください。

(2) 控えとして、お手元に支援金要望書等のデータを必ず保管してください

8. 提出期限

2018年9月21日（金）PM5:00

※締切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。

9. 選定方法及びその結果

(1) 支援事業の選定は、内閣府、厚生労働省、文部科学省及び独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から構成される子供の未来応援国民運動推進事務局（以下「推進事務局」という。）による整理の上、子供の未来応援基金事業審査委員会（以下「委員会」という。）で審査し、委員会の審議を経て決定します。

- (2) 選定結果については、2019 年 1 月上旬を目途に、メールにてお知らせする他、機構のホームページ等で公開します。また、選定された法人等のその後の手続きやそれに係る説明会（2 月開催予定）のご案内は、あらためてお知らせします。
- (3) 選定結果に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので予めご了承ください。

10. 支援にあたっての注意事項

- (1) 支援事業の会計は、他の会計と確実に区分する必要があります。そのため、支援金専用口座の開設、帳簿の作成（当機構指定のエクセル形式）により会計管理をしてください。また、支援対象経費にかかる証拠書類（帳簿類、領収書、振込書等）は支援事業完了後 7 年間の保管義務があります。
- (2) 支援事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書の成果物には、「子供の未来応援基金」から支援を受けている旨の表示を必ず明記していただきます。
- (3) 支援事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、支援事業の成果や改善点の確認のため、支援対象事業に参加された方々（利用者）へのアンケート調査を実施していただきます。
- (4) 支援事業終了後、2020 年 4 月末までに、機構所定様式による事業完了報告書、支援事業の経費にかかる領収書（写）、自己評価書の提出が必要になります。
- (5) 支援事業終了後、支援事業にかかる評価を行います。複数年にわたりヒアリングやアンケート調査を実施しますので対応いただくことが必須となります。

11. 留意事項

- (1) この支援金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。なお、不正な手段により支援金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがあります。
- (2) 支援事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、支援金の返還請求等を行うことがあります。また、支援の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降 5 年間は、支援の要望を受け付けません。
- (3) 採択後であっても、事業の主たる費目について他の助成等を受けることになった場合には、支援金を利用する資格を失う場合があります。
- (4) 支援事業については、機構等の監査の対象になります。

また、支援期間中に進捗確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。

- (5) 機構が、推進事務局として受領した要望書類、事業の進行状況に関する報告、事業完了報告書及び事業評価の結果等は、原則として同事務局内で共有されるとともに、審査選考のために委員会に開示される場合があります。

推進事務局が未来応援ネットワーク事業の実施に際して収集した個人情報等は、当該事業に関する事務手続きのほか、同国民運動におけるフォーラム等の御案内等、同国民運動に関するもののみに利用します。

また、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

(6) ご提出いただいた個人情報等は、「子供の未来応援基金」業務及びこれに附随する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- ・ 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- ・ 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため

また、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。

※個人情報等については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

12. 問合せ先

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人 福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課

電話 03-3438-4756 月曜～金曜 AM9:00～PM5:00 (祝祭日除く。)

(なお、つながりにくい場合は 03-3438-9942 におかけください。)

FAX 03-3438-0218

ホームページ <http://www.wam.go.jp/hp/>

支援対象経費にかかる基本的な考え方と注意事項

- 支援事業にかかる支出は、基本的に①謝金、②旅費、③所費という3つの経費項目に分けられます。
- 支援金の対象となる経費は、2019年4月1日から2020年3月31日までの期間内に、支援を受ける団体が支援事業を実施するのに要した下記の表①～③に例示する経費です。
- 支援事業の専用経費であることを明確に区分できないものは対象になりません。
- 下記の注意事項及び各表の『支援対象経費としてのルール』欄に記載のとおり、支援の対象とならない経費もありますのでご注意ください。また、審査の結果、認められない経費もあります。

【契約にあたって】

- 取引業者の選定等について社会的に誤解を持たれることのないよう必ず価格比較を行ってください。(各費目の留意事項に記載してあるルールを守ってください。)
- 複数年で契約するものは支援期間のみ対象とします。
- 契約を締結するにあたり、契約の相手方が自団体の役員、特に代表者など代表権を有する者である場合は、利益相反行為となるため、その場合は特別代理人の選任(団体により手続きが異なる)など適正な手続きを行ってください。

【領収書について】

- 支援対象経費は、原則、第三者が領収書を発行するもので、代金の受取人や支払者等が証明できるもののみを対象とします。ただし、団体が発行せざるを得ない費用(謝金、旅費等)については、適正な手続きにより発行されたもののみを対象とします。
- 謝金・旅費等は、原則、個人宛てとすることとし、1人が複数人を代表して領収することは、実態が見えず不適切であるため支援対象外となります。ただし、例外として対応する場合、その内訳が明確であることとします。

【その他】

- 不動産取得費・団体の運営経費及び内部振替のみで支出が確認できない経費は支援対象外費用になります。
- 謝金・旅費等は、税法に基づき源泉徴収の対象となる場合が多いので注意してください(詳細は所轄の税務署に問い合わせてください)。源泉徴収を行った場合には、証拠書類として、当該税金の納付書の写しを領収書等と併せて、団体にて保管してください。

※ その他ご不明な点は、事前に機構へ照会してください。

① 謝金

費目	経費の例	支援対象経費としてのルール	留意事項
謝金	委員会出席謝金 講演会の講師謝金 パネリスト謝金 実習指導者謝金 相談員謝金、事例発表謝金 ファシリテーター謝金 その他謝金(イベント等の手 伝いへの謝金)	○相手にとって本業でない一定の役務を依頼したときの謝礼であり、原則、個人へ支給するものが対象である ○団体の役職員に対する謝金については、法人の規程に抵触しないこと(特に役員に対しては制約がある場合が多い)	○社会通念上の一般的な価格にすること ○個人を対象に支払う場合であっても委任する事項を業としている者(いわゆる個人事業者)には、謝金ではなく、委託費等で処理すること

② 旅費

費目	経費の例	支援対象経費としてのルール	留意事項
旅費	交通費 ガソリン代 宿泊費	○最も経済的かつ合理的な経路により移動した場合の交通費(実費)が対象(電車のグリーン料金や航空機等の特別料金は対象外) ○海外渡航旅費については、海外からの講師等招聘旅費であり、機構が特に必要と認める場合のみ対象 ○タクシー代は、目的地まで公共交通機関がない場合や移動が困難な方のみ例外的に認める	○イベントなどで、個人あてに現金支給せず、団体がまとめて乗車券等を購入した場合には、乗車券等を販売店が発行した領収書で可とする ○バスや電車の短距離区間の移動など、移動者が券売機等で購入した場合、団体の旅費規程に基づく旅費を支払った上で、移動者からの領収書(日時・区間・移動者の印・サイン等を要する)を受け取り、保管すること ○航空機を利用する場合で、あらかじめ日程が決まっている場合は、早割り等、極力安価なものを購入すること

③ 所費

費目	経費の例	支援対象経費としてのルール	留意事項
賃金	アルバイト賃金 (通勤交通費含む)	○賃金雇用契約書(労働条件通知書)を必ず結ぶこと ○賃金の計算は時給を基本とする ○団体役員に対する賃金、通常業務と区分ができない職員やアルバイトに対する賃金は対象外 ○通勤にかかる交通費には旅費と同様のルールを適用する	○労働基準法等を順守した雇用時間(一日8時間、週40時間)とすること ○通勤費(交通費)は就業地までの経済的かつ合理的な経路での交通費実費相当額とすること
家賃	支援事業専用家賃(サロンスペースの家賃、共益費等) 地代(月極駐車場代、支援事業専用の農地)	○支援事業専用の家賃や地代	
光熱水費	電気代、ガス代、水道代	○支援事業専用建物の電気・ガス・水道代	
備品 購入費	就労支援等を行う場合の電化製品 シェルターや居場所設置に必要な家具等	○備品の定義は、原則として団体の規程に準じることとするが、規程がない場合は、単価10万円以上のものを備品とし、10万円未満のものは消耗品とすること ○定められた期間内に財産処分等(売却、譲渡、交換等)を行う場合は、あらかじめ機構の承認が必要。また、財産処分等により得た収入は、返還すること	○社会通念上の一般的な価格にすること ○原則として、予定価格が100万円以上の場合は指名競争入札、予定価格が200万円以上の場合は一般競争入札により業者を選定すること
消耗品費	消耗品費 (コピー用紙、封筒、文房具、インク・トナー代) 燃料費(灯油等) 食材費 会議費	○支援事業にかかる必要な消耗品費 ○社会通念上、接待交際費にあたるものは対象外	○ガソリン代の場合は、旅費もしくはアルバイト賃金(交通費)に含めることも可
借料損料	リース・レンタル料 コインパーキング代 レンタカー代 バス借り上げ料 会場借料		○会場借料には、原則として、外部の会場を借りて事業を行う場合の使用料(音響設備・機材等の使用料等を含む)とする ○原則として、予定価格が100万円以上の場合は指名競争入札、予定価格が200万円以上の場合は一般競争入札により業者を選定すること
印刷 製本費	コピー代 チラシ等の印刷費 報告書印刷費	○支援事業で作成する成果物には、機構の指定のとおり支援の成果である表示をいれること	○原則として、予定価格が250万円以上の場合は指名競争入札、予定価格が500万円以上の場合は一般競争入札により業者を選定すること
通信 運搬費	郵便・宅配料 通信料 (支援事業専用として使用する電話、ファクシミリ、インターネット利用料)		
委託費	調査・集計・分析、シンポジウム等をイベント会社に依頼する経費、システム開発費 等	○総事業費に対する外部委託の割合が50%以上の場合、支援事業の対象外とする ○企画・立案や全体管理等の主要部分の委託は避けること	○業務委託契約書(契約金額内訳書を含む)の作成が必要 ○原則として、予定価格が100万円以上の場合は指名競争入札、予定価格が200万円以上の場合は一般競争入札により業者を選定すること
雑役務費	雑役務費(手話通訳、翻訳、要約筆記、託児料) 手数料(振込手数料)	○雑役務費は専門機関などに依頼する料金で、一定の料金体系があることを目安とする(委託費で対応する場合を除く)	○振込手数料は、各費目に算入しても可
保険料	賠償責任保険料 傷害保険料(ボランティア保険等)	○団体所有の動産・不動産にかかる保険料は対象外	○契約が複数年にわたる場合は、支援期間分の分割払いが可能な場合のみ対象とする

改正 平成 23 年 3 月 31 日 平成 23 年 9 月 30 日
平成 24 年 1 月 26 日 平成 24 年 3 月 29 日
平成 25 年 3 月 11 日 平成 25 年 7 月 12 日
平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 6 月 9 日
平成 27 年 5 月 21 日 平成 28 年 6 月 13 日
平成 29 年 3 月 22 日 平成 29 年 9 月 27 日
平成 30 年 1 月 24 日

第 1 章 総則

(通則)

第 1 条 独立行政法人福祉医療機構業務方法書第 34 条の規定に基づき、この要綱を定める。

(目的)

第 2 条 独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の助成は、毎年度国から示される社会福祉振興助成事業実施要綱等に基づき、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 7 号に規定する社会福祉振興事業を行う者(以下「社会福祉振興事業者」という。)に対し、助成を行うことによって、社会福祉の振興を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第 3 条 助成対象事業は、社会福祉振興事業であって、次に掲げる事業とする。

(1) 地域連携活動支援事業

地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業(同一都道府県内)

(2) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業

(3) 未来応援ネットワーク事業

子供の未来応援基金を活用して子供の貧困対策に資すると認められる活動を行う特定非営利活動法人等への交付を行う事業

(助成対象者)

第 4 条 この助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、前条各号に掲げる事業を行う社会福祉振興事業者のうち、次に掲げる者とする。ただし、過去において、法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降 5 年間を経過していない者及び第 26 条の規定に該当する者を除く。

(1) 事業を遂行するに十分な能力を有する者であること。

(2) 特定の団体の利益を図るような運営を行わない者であること。

(3) 次の反社会的勢力のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

イ 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

ウ 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

エ 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行

うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。（以下、「準構成員」という。）

オ 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

カ 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

キ 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

ク 特殊知能暴力集団等 アからキに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

ケ アからクまでのいずれかに該当する者及びその他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する集団又は個人

コ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する集団又は個人

サ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する集団又は個人

シ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する集団又は個人

ス 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する集団又は個人

セ 暴力的な要求行為がある集団又は個人

ソ 法的な責任を超えた不当な要求行為がある集団又は個人

タ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為がある集団又は個人

チ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて機構の信用を毀損し、又は機構の業務を妨害する行為がある集団又は個人

ツ セからチに準ずる集団又は個人

（助成対象経費）

第5条 この助成の対象となる経費は、助成対象者が第3条第1号及び第2号に掲げる事業を行うための経費（諸謝金、旅費、借料損料等）であって、機構が別に定める範囲内とする。なお、第3条第3号に掲げる事業を行うための経費については、当該事業に必要な経費とする。

（助成限度額）

第6条 助成対象事業のうち第3条第1号及び第2号に掲げる事業の助成限度額は、次のとおりとする。ただし、一事業で50万円に満たない場合は、助成の対象としないものとする。

（1） 地域連携活動支援事業 700万円

（2） 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 900万円

2 特段の必要がある場合は、前項に規定する助成限度額を超えて、助成することができるものとする。

（助成対象事業の実施期間）

第7条 この助成金を受けて行う事業（以下「助成事業」という。）は、当該事業年度内に終了するものとする。

第2章 助成の要望等

（助成の要望等）

第8条 この助成の要望、選定については別に定めるところにより行うものとする。

第3章 助成金額の算定等

(助成金額の算定)

第9条 助成金額は、助成事業を実施するための経費の合計額(以下「総事業費」という。)から同事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成の条件)

第10条 この助成の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 助成事業の内容又は助成金所要額を変更しようとするときは、機構の承認を受けなければならない。
- (2) 助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、別に定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約をすることができる。
- (3) 助成事業を中止又は廃止するときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに機構の指示を受けなければならない。
- (5) 助成金を受けて取得し、又は効用の増加した機械及び器具等について、機構が別に定める期間を経過するまで、助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は改廃しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。
- (6) 機構の承認を受けて、前号に定める機械及び器具を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に返還させることがある。
- (7) 助成金を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 助成金については、助成事業以外の用途に使用してはならない。
- (9) 特許権、実用新案権又は意匠権を取得することによって相当の収益が生ずると認められたときは、助成金の全部又は一部に相当する額を機構に納付させることがある。
- (10) 団体の住所、名称又は代表者を変更したときは、速やかに機構に届け出なければならない。
- (11) 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託(総事業費に占める外部委託の割合が50%以上)する事業及び第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分(総事業費に占める交付資金の割合が50%以上)を占める事業は、助成対象としない。
- (12) 助成事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(以下「仕入控除税額」という。)が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、助成事業実施事業年度の翌々事業年度4月30日までに機構に報告しなければならない。ただし、第3条第3号に掲げる事業に対する助成にあつては、この限りではない。
- (13) 機構に前号の報告があったときは、仕入控除税額の全部を返還させることとする。

(助成の申請)

第11条 助成対象者は、この助成の申請を行うときは、機構が指定する日までに、申請書兼請求書(様式1)を機構に提出しなければならない。

(助成の変更申請)

第12条 助成対象者は、第10条第1号の規定による助成事業の内容等の変更の承認を受けようとするときは、変更申請書兼請求書(様式2)を機構に提出しなければならない。

(助成の決定)

第13条 機構は、申請書兼請求書又は変更申請書兼請求書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査を行い、助成の決定又は変更の決定を行い、その旨を助成対象者に対し通知するものとする。

2 機構は、前項の助成の決定又は変更の決定を公表することができる。

(助成の辞退)

第 14 条 助成対象者は、助成の決定又は変更の決定を受けた後に、助成を辞退しようとするときは、その旨を機構に届け出なければならない。

(進捗状況報告等)

第 15 条 機構は、助成対象者から事業の進捗状況を報告させ、又は助成対象者に対して指導及び調査を行うことができるものとする。

2 機構は、指導及び調査の結果、第 10 条第 1 号の規定による助成事業の内容等の変更が認められたときは、助成対象者から変更申請書兼請求書を提出させ、助成の変更の決定を行うことができる。

(事業完了報告等)

第 16 条 助成対象者は、助成事業の完了した日から起算して 1 月を経過する日又は助成事業実施事業年度の翌事業年度 4 月 30 日のいずれか早い日までに事業完了報告書(様式 3)及び機構が別に定める自己評価書を機構に提出しなければならない。

2 機構は、事業評価を行うため助成対象者から助成事業の実施内容を報告させ、又は助成対象者に対して事業評価に係る実地調査を行うことができる。

3 機構は、助成対象者に対して助成事業の継続状況及び波及効果等に関し調査を行うことができる。

4 機構は、第 2 項の事業評価の結果及び前項の調査結果を公表することができる。

(助成金額の確定)

第 17 条 機構は、事業完了報告書の提出があったときは、助成事業の実施内容及びその収支決算が適正であるか否かを審査及び必要に応じて調査を行い、適正であると認められたときは、助成金額を確定し、助成対象者に通知するものとする。

第 4 章 助成事業の経理等

(経理区分等)

第 18 条 助成対象者は助成事業に係る経理については、専用の普通預金口座を設け、他の経理と区分し、所要の帳簿類、当該収入及び支出について証拠書類及び予算と決算との関係を明らかにした助成金精算調書を備えなければならない。

2 助成対象者は、前項に掲げる帳簿類、証拠書類及び助成金精算調書を事業完了後 7 年間保管しておかなければならない。

(助成金の支払)

第 19 条 助成金の支払いは、精算払又は概算払の方法によるものとする。

2 助成対象者は、概算払の方法により請求する場合は、第 11 条又は第 12 条の規定による助成の申請又は変更申請と併せて請求するものとする。

第 20 条 機構は、前条の規定による請求があったときは、当該請求に係る審査及び必要に応じて助成事業の進捗状況等の調査を行い、内容が適当であることを確認のうえ助成金を支払うものとする。

第 5 章 監査

(助成事業の監査)

第 21 条 機構は、必要があると認めたときは、助成事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

第 6 章 助成事業の内容の公表等

(助成事業の公表等)

第 22 条 機構は、事業完了報告書、成果物の全部又は一部を印刷その他の方法で公表することができる。

2 機構は、助成事業の成果について社会福祉事業の振興のためにこれを公表し、又は使用することができる。

(助成事業の表示等)

第 23 条 助成対象者は、助成事業の結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載し、若しくはその成果物を配付又は販売するときは、助成事業の成果である旨を明記しなければならない。

- 2 助成対象者は、助成事業の結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載し、若しくはその成果物を配付又は販売したときは、その刊行物又は印刷物若しくはその成果物を機構に届け出なければならない。

(特許権等)

第 24 条 助成対象者は、助成事業の成果に関して特許権、実用新案権又は意匠権を取得したときは、速やかにその旨を機構に届け出なければならない。

第 7 章 助成金の返還等

(助成の決定の取消し)

第 25 条 機構は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の全部又は一部の助成の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段若しくは事実と異なる申請により助成の決定を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 第 4 条第 3 号に規定する反社会的勢力に該当する者であることが判明したとき。
 - (4) 第 14 条の助成の辞退に係る書類の提出があったとき。
 - (5) 助成事業を中止又は廃止したとき。
 - (6) 第 15 条の規定による調査等について、特別の理由なく、拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - (7) 第 16 条の規定による機構への事業完了報告書及び自己評価書の提出が遅延したとき。
 - (8) 第 16 条及び第 17 条の規定による調査等又は第 21 条の規定による監査について、特別の理由なく、拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - (9) 助成の決定又は変更の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (10) その他法令及びこの独立行政法人福祉医療機構助成要綱(以下「助成要綱」という。)に違反したと認められたとき。
 - (11) 助成の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 2 前項の規定は、助成金額の確定後においても適用する。
- 3 前 2 項の規定により取り消しをしたときは、助成金を返還する期限その他必要な事項を通知するものとする。

(助成の決定を取消した者への応募停止等)

第 26 条 機構は、前条(第 1 項第 3 号、4 号及び第 11 号に該当する場合を除く。)の規定により助成の決定を取消したときは、助成を取り消した年度の翌年度以降 5 年間、助成の決定を取り消した者からの助成の要望を受け付けないものとする。

- 2 機構は、前条第 1 項第 3 号の規定により助成の決定を取消したときは、助成を取り消した年度の翌年度以降、同号の規定により助成の決定を取り消した者からの助成の要望を受け付けないものとする。

(助成金の返還)

第 27 条 機構は、第 13 条、第 15 条第 2 項又は第 25 条の規定により助成金額を変更若しくは取り消した場合又は第 17 条の規定により助成金額を確定した場合において、既にその助成金額を超える助成金が支払われているときは、その全部又は一部を、機構が指定した期日(以下「指定期日」という。)までに返還させるものとする。

- 2 機構は、前項の返還(第 25 条第 1 項第 1 号及び第 3 号により助成金額を取り消した場合に伴うものを除く。)に係る場合において、機構が別に定めるやむを得ない事情があると認めたときは、指定期日を延長し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を免除することができる。

(加算金及び延滞金)

第 28 条 助成対象者は、第 25 条第 1 項(第 4 号及び第 11 号に該当する場合を除く。)及び第 2 項により助成金の決定の取り消しを受け、前条による返還を求められたときは、その請求に係る助成金を受領した日から指定口座に入金した日までの日数に応じて、当該返還金の額(その一部を入金した場合にお

けるその後の期間については、当該入金額を控除した額)につき年 10.95%の割合で計算した加算金を機構に支払わなければならない。

- 2 助成対象者は、返還を求められた助成金を指定期日までに支払わなかったときは、指定期日の翌日から指定口座に入金した日までの日数に応じて、当該返還金の額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を機構に支払わなければならない。
- 3 機構は、前 2 項において、やむを得ない事情があると認められたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この助成要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 第 2 条 この助成要綱の施行の際、廃止前の独立行政法人福祉医療機構助成金交付要綱(平成 15 年 10 月 1 日規程第 16 号)及び社会福祉・医療事業団助成金交付要綱(平成 2 年規程第 2 号)(以下「旧交付要綱」という。)により平成 21 年度以前に助成の決定を行った事業については、旧交付要綱は、この助成要綱施行後も、なおその効力を有する。
- 2 この助成要綱の施行の際、旧交付要綱に基づき平成 21 年 10 月 31 日までに「平成 22 年度助成金交付要望書」を受理しているものについては、第 8 条の規定によって要望があったものとみなし、第 6 条の規定は適用しない。
 - 3 この助成要綱の施行の際、廃止前の独立行政法人福祉医療機構交付金交付要綱(平成 15 年 10 月 1 日規程第 17 号)に基づき平成 21 年 11 月 30 日までに財団法人テクノエイド協会が平成 22 年度助成に係る「福祉用具研究開発事業助成金交付要望書」又は「福祉用具調査研究事業助成金交付要望書」を受理しているものについては、第 8 条の規定によって要望があったものとみなし、第 6 条の規定は適用しない。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日)

(施行期日)

第 1 条 この助成要綱の一部改正は平成 23 年 9 月 30 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この助成要綱の一部改正の施行の際、改正前の助成要綱により平成 22 年度に助成の決定を行った事業については、改正後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 24 年 1 月 26 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 24 年 4 月 5 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 11 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 25 年 3 月 11 日から施行し、平成 25 年 1 月 10 日から適用する。

附 則(平成 25 年 7 月 12 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 25 年 7 月 12 日から施行し、平成 25 年 5 月 15 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 9 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 26 年 6 月 9 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 21 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 27 年 5 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 6 月 13 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 28 年 6 月 13 日から施行し、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 22 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度助成事業から適用する。

附 則(平成 29 年 9 月 27 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 29 年 10 月 2 日から施行する。

附 則(平成 30 年 1 月 24 日)

- 1 この助成要綱の一部改正は、平成 30 年 1 月 24 日から施行し、平成 29 年 10 月 2 日から適用する。
- 2 第 3 条第 3 号に係る事業については、「助成」を「支援」と読み替えるものとする。

様式 1

申請書兼請求書

[別紙参照]

様式 2

変更申請書兼請求書

[別紙参照]

様式 3

事業完了報告書

[別紙参照]

別紙

[別紙参照]

○社会福祉振興助成事業事務取扱要領

(平成 22 年 4 月 1 日細則第 3 号)

改正 平成 23 年 3 月 31 日 平成 25 年 3 月 11 日

平成 27 年 5 月 21 日 平成 28 年 6 月 13 日

平成 29 年 3 月 22 日 平成 29 年 9 月 27 日

平成 30 年 1 月 24 日

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 社会福祉振興助成事業に関する業務のうち、助成事業に係る事務については、独立行政法人福祉医療機構法、独立行政法人福祉医療機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）、独立行政法人福祉医療機構助成要綱（以下「助成要綱」という。）、その他独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の定める諸規程及び機構から発する通知によるほか、この社会福祉振興助成事業事務取扱要領（以下「要領」という。）により、処理するものとする。

第 2 章 助成対象経費

(助成対象経費の算定)

第 2 条 助成要綱第 5 条に規定する助成対象経費は、別表に掲げる経費とし次の各号により算定する。

(1) 諸謝金

事業の実施に必要な委員会等の委員、専門家等に対する謝金について、機構が別に定める基準に基づき算定される額とする。

(2) 旅費

事業の実施に必要な委員旅費又は打合会、現地調査等に要する旅費について、機構が別に定める基準に基づき算定される額とする。

(3) 所費

事業の実施に必要な経費であって機構が別に定める基準に基づき算定される額とする（法人又は団体の運営経費は除く。）。

第 3 章 助成の要望等

(募集の実施)

第 3 条 助成事業は、別に定める募集要領により要望された事業の中から選定するものとする。

(募集の方法)

第 4 条 助成事業の募集は、機構が直接行うものとする。

(選定)

第 5 条 機構は、業務方法書第 32 条第 1 号及び第 2 号に係る要望のあった事業については、要望書の審査を行うほか、必要に応じて調査を行うとともに、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）の決定を尊重して選定するものとする。

2 機構は、業務方法書第 32 条第 3 号に係る要望のあった事業については、要望書の審査を行うほか、必要に応じて調査を行うものとする。なお、選定については、業務方法書第 33 条第 5 項の規定により、「子供の未来応援基金事業審査委員会の開催について」（平成 28 年 5 月 23 日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）に基づき運営される子供の未来応援基金事業審査委員会において行うものとする。

(内定の通知等)

第 6 条 機構は、選定した事業に関し、助成対象者に対し、助成事業名、助成金内定額その他必要な事項を付して内定の通知を行うものとする。

2 機構は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、内定を取消することができるものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段若しくは事実と異なる要望により、内定を受けたとき

- (2) 内定の辞退があったとき
- (3) 内定の通知にその他必要な事項として付した内定の条件に違反したとき
- (4) 助成の申請期日までに申請書兼請求書（助成要綱様式 1）の提出がなかったとき
- (5) その他、助成の決定までの間に、募集要領に定めた要件などを満たさなくなったとき

第 4 章 助成金額の算定

（助成金額の算定）

第 7 条 助成要綱第 9 条に規定する寄付金その他の収入は、寄付金及び助成金にかかる利息、参加費、利用料並びに事業を実施する際に生じるその他の収入の額とする。

第 5 章 助成の条件

（事業の変更）

第 8 条 助成要綱第 10 条第 1 号に規定する機構の承認を受けなければならない事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 助成事業の内容(手法、手段、委員会の改廃、実施か所数)を変更する場合であって、経費の各費目間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の 20%以内である場合又はその額が 20 万円以下の場合の変更は除く。)が生じる場合
 - (2) 助成金所要額に変更が生じる場合
- （指名競争に付し又は随意契約によることができる場合の要件）

第 9 条 助成要綱第 10 条第 2 号に規定する指名競争に付し又は随意契約によることができる場合の要件は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 指名競争契約の要件

- ア 借料損料 予定借料の年額又は総額が 200 万円未満の場合
- イ 備品購入費 予定価格が 200 万円未満の場合
- ウ 印刷製本費 予定価格が 500 万円未満の場合
- エ 委託費 予定価格が 200 万円未満の場合
- オ その他機構が認めた場合

(2) 随意契約の要件

- ア 借料損料 予定借料の年額又は総額が 100 万円未満の場合
- イ 備品購入費 予定価格が 100 万円未満の場合
- ウ 印刷製本費 予定価格が 250 万円未満の場合
- エ 委託費 予定価格が 100 万円未満の場合
- オ その他機構が認めた場合

（財産処分）

第 10 条 助成要綱第 10 条第 5 号に規定する機構が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)別表第一に掲げる期間とする。

（財産処分等による収入の返還）

第 11 条 助成要綱第 10 条第 6 号に規定する財産処分による収入の返還及び同条第 13 号に規定する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還については、原則として、助成金の確定額を上限に、その額を返還させるものとする。

第 6 章 事業完了報告等

（事業完了報告書等の提出等）

第 12 条 助成事業が完了した場合には、助成要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、事業完了報告書等を提出させるものとする。なお、助成事業に係る領収書等の証拠書類については、必要に応じて確認することができるものとする。

第 7 章 助成金の支払

（助成金の支払いの請求）

第 13 条 助成対象者は、助成金の支払いを受けようとするときは、機構と協議のうえ、精算払の方法によるときは、確定通知を受領後、精算払請求書(様式 1)を提出し、概算払の方法によるときは、申請書兼請求書(助成要綱様式 1)にその他必要な書類を添えて、機構に提出させるものとする。

第 8 章 助成金の返還

(返還の方法)

第 14 条 助成要綱第 27 条の規定による助成金の返還の方法は、当該返還金(助成要綱第 28 条の規定による加算金及び延滞金を含む。)を機構の指定する取引銀行口座に払い込む方法によるものとする。

(やむを得ない事情)

第 15 条 助成要綱第 27 条第 2 項に規定する「やむを得ない事情」とは、天災その他助成対象者の過失によらない重大な事故が生じた場合とする。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の実施の際、平成 21 年度以前に機構及び社会福祉・医療事業団において助成金の決定を行った事業については、旧長寿・子育て・障害者基金助成金事務取扱要領の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日)

この要領の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 11 日)

この要領の一部改正は、平成 25 年 3 月 11 日から施行し、平成 25 年 1 月 10 日から適用する。

附 則(平成 27 年 5 月 21 日)

この要領の一部改正は、平成 27 年 5 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 6 月 13 日)

この要領の一部改正は、平成 28 年 6 月 13 日から施行し、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 22 日)

この要領の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度助成事業から適用する。

附 則(平成 29 年 9 月 27 日)

この要領の一部改正は、平成 29 年 10 月 2 日から施行する。

附 則(平成 30 年 1 月 24 日)

- 1 この要領の一部改正は、平成 30 年 1 月 24 日から施行し、平成 29 年 10 月 2 日から適用する。
- 2 独立行政法人福祉医療機構助成要綱第 3 条第 3 号に係る事業については、「助成」を「支援」と読み替えるものとする。

別表(第 2 章 助成対象経費関係)

助成対象経費

助成事業の実施に必要な経費とし、謝金、旅費(国内旅費及び外国旅費)、借料損料、会場借料、家賃、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃金、委託費、保険料、食材費、雑役務費、燃料費、光熱水費
--

(様式 1)

精算払請求書
[別紙参照]

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和30年8月27日法律第179号)

最終改正：平成14年12月13日法律第152号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行ふ現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるとこ

ろに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

- 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用 방법에関する事項
 - 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
 - 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
 - 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであってはならない。

（決定の通知）

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消等）

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。
(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。
(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。
(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けらるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則〔平成一四年一二月一三日法律第一五二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日〔平成一五年二月三日〕から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

最終改正：平成 30 年 11 月 14 日政令第 313 号

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三条の二十四、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十条の二及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第七十三条の二において準用する場合を含む。）に基き、この政令を制定する。

（定義）
第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十九条（同法附則第九条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百六十六号）第十七条（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第十三条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第二十三条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第二十二条並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十六条において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。（補助金等とする給付金の指定）

第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十九号から第百八十三号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の四の三第二項に規定する交付金
二 農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十八条及び附則第三条第一項に規定する交付金
三 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第六条第一項に規定する協同農業普及事業交付金
四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十八条第一項（同法第百三十二条において準用する場合を含む。）に規定する交付金
五 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第七十一条の三第九項（同法第七十一条の三の第二十一項において準用する場合を含む。）の規定による交付金
六 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十五条第一項に規定する交付金
七 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第百五十六号）第七条又は第十一条の規定による交付金
八 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項に規定する交付金
九 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第十三条第二項の規定による交付金
十 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十五条第一項に規定する交付金
十一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第七条の三第二項に規定する交付金
十二 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第四項の規定による給付金
十三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第九条第二項に規定する交付金
十四 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する交付金
十五 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条の規定による交付金

十六 激甚 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第三条第一項及び第四条第五項の規定による交付金
十七 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）附則第三項及び漁船損害等補償法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十六号）附則第五条に規定する交付金
十八 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第二十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による廃止前の石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）第十条第一項の規定による損失補償金
十九 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十五条第一項に規定する交付金
二十 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第五十条の規定による交付金
二十一 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）に規定する交付金
二十二 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第九条第二項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金
二十三 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第九十三条第三項、第九十五条第一項及び附則第五条の規定による交付金
二十四 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十五条の規定による交付金
二十五 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二十三条の規定による交付金
二十六 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二十一条の規定による交付金
二十七 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十二条第一項、第百二十二条の二及び第百二十二条の三の規定による交付金
二十八 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百五条の三第二項に規定する交付金
二十九 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第二項に規定する交付金
三十 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による交付金
三十一 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十一条第一項に規定する交付金
三十二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条第一項に規定する交付金
三十三 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第七条第二項に規定する交付金
三十四 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十二条第一項の規定による交付金のうち同法の規定により独立行政法人環境再生保全機構が行う業務の事務の執行に要する費用に係るもの
三十五 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十四条に規定する交付金
三十六 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第十九条第一項に規定する交付金
三十七 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第六条第二項に規定する交付金
三十八 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十九条第二項に規定する交付金
三十九 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第六条に規定する再編交付金
四十 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第六条第二項に規定する交付金
四十一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第十五条の規定による交付金
四十二 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十三条に規定する交付金
四十三 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十八条第二項に規定する交付金
四十四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第三十八条の規定による交付金
四十五 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十四条第二項及び第四十六条第二項に規定する交付金
四十六 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第二項に規定する交付金
四十七 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九十六条の規定による交付金
四十八 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条に規定する交付金
四十九 不発弾等処理交付金
五十 啓発宣伝事業等委託費
五十一 特別支援教育就学奨励費交付金（第十二号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
五十二 社会事業学校等経営委託費

五十三 生活保護指導監査委託費
五十四 身体障害者福祉促進事業委託費
五十五 衛生関係指導者養成等委託費（医務衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。）
五十六 遺族及留守家族等援護事務委託費のうち戦傷病者福祉事業助成委託及び昭和館運営委託に係るもの
五十七 中山間地域等直接支払交付金
五十八 水産業改良普及事業交付金
五十九 後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額
六十 石油貯蔵施設立地対策等交付金
六十一 国連・障害者の十年記念施設運営委託費
六十二 電源立地等推進対策交付金
六十三 原子力施設等防災対策等交付金
六十四 森林整備地域活動支援交付金
六十五 電源立地地域対策交付金（第二十一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
六十六 循環型社会形成推進交付金
六十七 農業・食品産業強化対策整備交付金
六十八 農業・食品産業強化対策推進交付金
六十九 離島漁業再生支援交付金
七十 自然環境整備交付金
七十一 医療提供体制施設整備交付金
七十二 地域住宅交付金（第三十三号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
七十三 労働時間等設定改善推進助成金
七十四 障害者自立支援対策臨時特例交付金
七十五 農山漁村活性化対策整備交付金（第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
七十六 農山漁村活性化対策推進交付金（第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
七十七 森林整備・林業等振興推進交付金
七十八 水産業強化対策推進交付金
七十九 生物多様性保全推進交付金
八十 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
八十一 地域活性化・生活対策臨時交付金
八十二 地方消費者行政活性化交付金
八十三 子育て支援対策臨時特例交付金
八十四 緊急雇用創出事業臨時特例交付金
八十五 妊婦健康診査臨時特例交付金
八十六 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
八十七 地域活性化・公共投資臨時交付金
八十八 地域活性化・経済危機対策臨時交付金
八十九 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金
九十 医療施設耐震化臨時特例交付金
九十一 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金
九十二 地域医療再生臨時特例交付金
九十三 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金
九十四 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金
九十五 過疎地域等自立活性化推進交付金
九十六 農山漁村地域整備交付金
九十七 過疎地域事業補助率差額
九十八 北方領土隣接地域振興等事業補助率差額
九十九 農山漁村六次産業化対策推進交付金
百 農山漁村六次産業化対策整備交付金
百一 森林整備・林業等振興整備交付金
百二 水産業強化対策整備交付金
百三 社会資本整備総合交付金（第二十九号、第三十三号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百四 受動喫煙防止対策助成金
百五 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金
百六 被災農家経営再開支援交付金
百七 被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金
百八 革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金
百九 電力基盤高度化等対策交付金
百十 放射線監視設備整備臨時特別交付金
百十一 原子力災害影響調査等交付金
百十二 原子力災害健康管理施設整備交付金
百十三 地域経済活性化・雇用創出整備交付金
百十四 地域経済循環創造事業交付金
百十五 防災・安全社会資本整備交付金（第二十九号、第三十三号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百十六 生物多様性保全回復施設整備交付金
百十七 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
百十八 水産多面的機能発揮対策交付金
百十九 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金
百二十 防災対策推進後進地域特例法適用団体補助率差額
百二十一 防災対策推進社会資本整備総合交付金
百二十二 地域活性化・効果実感臨時交付金
百二十三 女性活躍推進交付金

百二十四 福島再生加速化交付金（第四十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百二十五 地域医療対策支援臨時特例交付金
百二十六 年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金
百二十七 多面的機能支払交付金
百二十八 治山事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百二十九 道路整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百三十 港湾整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百三十一 農業農村整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百三十二 森林整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百三十三 水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百三十四 地域再生戦略交付金
百三十五 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金
百三十六 地域女性活躍推進交付金
百三十七 地方消費者行政推進交付金
百三十八 生活基盤施設耐震化等交付金
百三十九 保育所等整備交付金（第一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百四十 森林整備加速化・林業再生整備交付金
百四十一 森林整備加速化・林業再生推進交付金
百四十二 廃棄物処理施設整備交付金
百四十三 鳥獣捕獲等事業交付金
百四十四 福島原子力災害復興交付金
百四十五 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金
百四十六 教育支援体制整備事業費交付金
百四十七 認定こども園施設整備交付金
百四十八 環境保全型農業直接支援対策交付金
百四十九 特定防衛施設周辺整備調整交付金（第二十二号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百五十 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
百五十一 被災児童生徒就学支援等事業交付金
百五十二 地方創生加速化交付金
百五十三 地域子供の未来応援交付金
百五十四 地域少子化対策重点推進交付金
百五十五 地域介護対策支援臨時特例交付金
百五十六 農地集積・集約化対策推進交付金
百五十七 拠点返還地跡地利用推進交付金
百五十八 年金生活者支援給付金支給準備日本年金機構事務取扱交付金
百五十九 食料安全保障確立対策推進交付金
百六十 食料安全保障確立対策整備交付金
百六十一 農地利用最適化交付金
百六十二 農地集積・集約化対策整備交付金
百六十三 農村地域資源維持・継承等対策推進交付金
百六十四 被災者支援総合交付金
百六十五 特定非営利活動法人等被災者支援交付金
百六十六 緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金
百六十七 東北観光復興対策交付金
百六十八 九州観光支援交付金
百六十九 性犯罪・性暴力被害者支援交付金
百七十 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金
百七十一 荒廃農地発生防止・解消対策交付金
百七十二 離島漁業再生支援等交付金
百七十三 環境保全施設整備交付金
百七十四 放射線健康影響調査等交付金
百七十五 農林水産業再生支援交付金
百七十六 東京パラリンピック競技大会開催準備交付金
百七十七 地方消費者行政強化交付金
百七十八 地域自殺対策強化交付金（第三十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百七十九 農業水利施設保全管理整備交付金
百八十 農業生産工程管理推進事業交付金
百八十一 六次産業化市場規模拡大対策推進交付金
百八十二 六次産業化市場規模拡大対策整備交付金
百八十三 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（補助金等の交付の申請の手続）
第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 申請者の氏名又は名称及び住所
二 補助事業等の目的及び内容
三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
五 その他各省各庁の長（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の補助金等）に関し

ては、これらの理事長とし、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の補助金等に関しては、その機構長とする。第九条第二項及び第三項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

- 一 申請者の営む主な事業
- 二 申請者の資産及び負債に関する事項
- 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- 四 補助事業等の効果
- 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- 六 その他各省各庁の長が定める事項

3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この項において同じ。）の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。
- 二 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。
- 三 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項
（事情変更による決定の取消ができる場合）

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業者等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他のその交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

第七条 各省各庁の長は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容及びなつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

（補助金等の返還の期限の延長等）

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天

然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の補助金等に関しては、これらの理事長とし、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の補助金等に関しては、その機構長とする。次項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号において同じ。）に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4 日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構若しくは国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあつては国土交通大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

5 農林水産大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

（加算金の計算）

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとす

2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

（延滞金の計算）

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（加算金又は延滞金の免除）

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

（処分を制限する財産）

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
（財産の処分の制限を適用しない場合）

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出の手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日(処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日)から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長(法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。

3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

(事務の委任の範囲及び手続)

第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関(日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長の事務については日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の機関、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長の事務については独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機関)に委任することができる。ただし、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2 日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構若しくは国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び職員について、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

3 第九条第五項の規定は、前項の承認について準用する。

4 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を委任したときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。

(都道府県が行う事務の範囲及び手続)

第十七条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

2 前項の場合においては、各省各庁の長は、当該補助金等の名称及び知事等が行うこととなる事務の内容を明らかにして、知事等が当該事務を行うこととなることについて、都道府県の知事の同意を求めなければならない。

3 都道府県の知事は、前項の規定により各省各庁の長から同意を求められた場合には、その内容について同意をするかどうかを決定し、同意をする決定をしたときは同意をする旨を、同意をしない決定をしたときは同意をしない旨を各省各庁の長に通知するものとする。

4 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行うこととなつたときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。

5 法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行つた場合は、知事等は、各省各庁の長に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

6 法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行うこととなつた場合においては、法中当該事務に係る各省各庁の長に関する規定は、知事等に関する規定として知事等に適用があるものとする。

(都道府県が行うこととなつた場合の事務の実施)

第十八条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により法第二十三条の規定による職権に属する事務を知事等が行うこととなつた場合においても、自ら当該事務を行うことができるものとする。

附 則 (平成三〇年十一月一日政令第三一三号)

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働省所管補助金等交付規則

(平成12年11月24日厚生・労働省令第6号)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第九条第一項及び第十四条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第三条第三項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、厚生労働省所管補助金等交付規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において「補助金等」とは、「補助事業等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項又は第二項に規定する補助金等又は補助事業等であつて、厚生労働省の所管に係るものをいう。

(申請書の記載方法及び添付書類の省略)

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条第一項第四号に掲げる事項は、法令及び予算に基づいて厚生労働大臣が別に定める当該補助金等のそれぞれの交付基準に従つて記載するものとする。

2 令第三条第二項の規定による添付書類は、厚生労働大臣が別に定める場合を除き、省略することができる。

(申請の取下げの期日)

第三条 法第九条第一項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、厚生労働大臣が別に定める場合を除き、法第八条の規定による決定の通知を受けた日から起算して十五日を経過した日とする。

(実績報告の期日)

第四条 法第十四条の規定による実績報告は、補助事業等が完了した日から起算して一月を経過した日又は法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定をした年度の翌年度の四月十日のいずれか早い期日までに行うものとする。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前項の期日を繰り下げることができる。

附 則

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

2 この省令の施行の日前に労働大臣が交付の決定をした補助金等については、適用しない。

WAM NET は、中央センター、地方センター及び利用機関から構成されるネットワークシステムであり、利用機関に対し、福祉保健医療に関する情報提供、利用機関の双方向の情報交換など、福祉保健医療に関する情報化の推進を支援することを目的としています。

第 1 章 総則
(目的)

第 1 条 本規約は、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)が運営する WAM NET を本規約第 4 条に規定する利用機関(以下「利用機関」という。)が利用する場合の規則を定めるものです。
(本規約の範囲)

第 2 条 WAM NET 利用規約は、本規約に加え、以下の規定も本規約の一部を構成するものとします。

- (1) WAM NET の電子掲示板等に掲示する利用規定
- (2) WAM NET が提供する各種サービスの冒頭に掲載される「ご案内」または「ご利用上の注意」等の利用規定
(本規約の変更)

第 3 条 機構は、利用機関の了承を得ることなく本規約を随時変更することができるものとし、利用機関はこれを承諾します。

第 2 章 利用機関
(利用機関)

第 4 条 利用機関とは、WAM NET の中央センターへ利用申請書を提出し、その承認を受けた者をいいます。
(利用の承認等)

第 5 条 中央センターは、利用申請書を受け、必要な審査・手続等を経た後に利用を承認します。

- 2 利用を承認された利用機関には、WAM NET 利用機関識別コード(以下「ID」という。)が付与されます。
- 3 利用機関が WAM NET を利用する場合は、中央センター長が特に認めた場合を除き、インターネット経由で利用するものとします。
(利用の不承認)

第 6 条 利用申請審査にあたっては、以下のいずれかの理由により、利用の承認をしないことがあります。

- (1) 福祉保健医療に関する情報の提供、取得または情報交換以外の目的に使用されるおそれがある場合
- (2) 利用申請の際の申告事項に、虚偽の記載がある場合
- (3) WAM NET の適正な運用または管理上支障が生じる場合
- (4) 利用機関が過去に規約違反等により利用承認の取消しを受けたことがある場合

(5) 利用機関が次のアからツまでに掲げるもののいずれかに該当する場合
ア 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

イ 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

ウ 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

エ 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。(以下、「準構成員」という。)

オ 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

カ 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

キ 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

ク 特殊知能暴力集団等 アからキに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

ケ アからクまでのいずれかに該当する者及びその他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する集団又は個人

コ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する集団又は個人

サ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する集団又は個人

シ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する集団又は個人

ス 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する集団又は個人

セ 暴力的な要求行為がある集団又は個人

ソ 法的な責任を超えた不当な要求行為がある集団又は個人

タ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為がある集団又は個人

チ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて機構の信用を毀損し、又は機構の業務を妨害する行為がある集団又は個人

ツ セからチに準ずる集団又は個人

(6) その他、利用機関とすることが不適当と判断した場合
(譲渡禁止)

第 7 条 利用機関は、WAM NET の利用機関として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。
(変更の届出および利用の中止)

第 8 条 利用機関は、利用申請書の届出内容に変更があった場合または利用の中止をする場合には、速やかに中央センターに所定の方法で届出をするものとします。

2 利用機関の合併等が行われた後、WAM NET の利用を継続する機関は、中央センターに対し、速やかに承継があった事実を証明する書類を添えて届出をするものとします。

(設備等)

第 9 条 利用機関は、WAM NET を利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器等を、自己の責任と費用において準備するものとします。

第 3 章 利用機関の義務
(ID の利用に関する自己責任の原則)

第 10 条 利用機関は、自己の ID およびこれに対応するパスワードの使用および管理について一切の責任を持つものとします。

2 ID の使用により第三者に対して損害を与えた場合、当該行為を自己がしたか否かを問わず、自己の責任と費用をもって解決し、機構に損害を与えることのないものとします。

3 利用機関が他団体の運営するデータベースサービスやネットワーク等へ接続して、両者間で紛争等が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、機構は一切の責任を負わないものとします。

4 機構は、WAM NET の利用により発生した利用機関の損害全てに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

5 利用機関が本利用規約に違反して機構に損害を与えた場合は、機構は当該利用機関に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。

6 利用機関が雇用している従業員等が、本利用規約に違反した場合、利用機関と当該従業員の方には、連帯して責任を負っていただきます。
(セキュリティに関する自己責任の原則)

第 11 条 利用機関は、コンピュータウイルス対策及び不正侵入対策等に十分な注意を払わなければならないものとします。

2 利用機関の機器がコンピュータウイルスに感染し又は不正侵入等され、利用機関と第三者の間で紛争等が発生した場合及び機構に損害を与えた場合の取り扱いについては前条第 2 項から同第 6 項の規定を準用するものとします。
(禁止事項)

第 12 条 利用機関は、WAM NET 上で以下の行為をすることができません。

- (1) 福祉保健医療に関する情報の提供、取得または情報交換以外の目的に使用する行為
- (2) 営利を目的とする行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 犯罪的行為に結びつく行為
- (5) 他の利用機関または第三者の著作権を侵害する行為
- (6) 他の利用機関または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (7) 他の利用機関または第三者を誹謗中傷する行為
- (8) WAM NET の運営を妨げ、あるいは WAM NET の信頼をき損するような行為
- (9) 入力されている情報を許可なく変更を行う行為
- (10) ID または、パスワードを不正に使用する行為
- (11) 事実と反するまたはそのおそれのある情報を提供する行為
- (12) 不特定多数の利用機関に対しての電子メールを送りそれを読むことあるいはアンケートに答えること等を強要する行為や、必要以上のメールを送るなどの迷惑行為
- (13) 他ネットに接続した際、接続先の規約に反する行為
- (14) その他、法律等に反する行為

第 4 章 運営
(ID の一時停止)

第 13 条 中央センターは、運用管理上緊急性が高いと認めた場合は、当該利用機関の ID を一時使用停止とすることがあります。

2 中央センターが前項の措置を取ったことで、当該利用機関に損害が発生しても、機構は、いかなる責任も負いません。
(情報等の削除)

第 14 条 中央センターは、運営および管理上の必要から、利用機関に事前に通知することなく、利用機関が WAM NET に登録した情報および文章等を削除する場合があります。

2 中央センターが前項の措置を取ったことで、当該利用機関に損害が発生しても、機構は、いかなる責任も負いません。
(WAM NET の一時的な停止)

第 15 条 中央センターは、以下のいずれかの場合には、利用機関に事前に通知することなく、一時的に WAM NET を停止することがあります。

- (1) WAM NET のシステムの保守を緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により WAM NET の提供ができなくなった場合
- (3) その他、運用上あるいは技術上、WAM NET の一時的な停止を必要と判断した場合

2 機構は、前項各号の事由により WAM NET の提供の遅延または停止等が発生したとしても、これに起因する利用機関または他の第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。
(利用承認の取り消し等)

第 16 条 利用機関が、以下のいずれかに該当する場合は、中央センターは当該利用機関に事前に通知することなく、承認の取り消し、または ID の使用を停止することができるものとします。

- (1) 第 6 条に掲げる場合に該当することが判明した場合
- (2) 第 7 条の規定に違反した場合
- (3) 第 12 条に掲げる行為を行った場合
- (4) 利用機関の業務の全部もしくは重要な一部を他に譲渡し、または中止した場合
- (5) 連続して 3 ヶ月以上、ID が利用されなかった場合
- (6) その他中央センターが、利用機関として不適当と判断した場合

附 則

1 この規約は平成 24 年 10 月 1 日から適用します。

2 この規約の適用前に利用の承認を受けた利用機関は、この規約により承認を受けたものとみなします。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)
この規約の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用します。

第 1 章 総則 (目的)

第 1 条 本規約は、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の WAM 助成連絡システム（以下「連絡システム」という。）を利用する場合に必要な事項を定めるものです。

(定義)

第 2 条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「WAM NET」とは、機構が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステムのことをいいます。
- (2) 「利用機関」とは、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号。以下「機構法」という。）第 12 条第 1 項第 7 号に規定する業務にかかる助成において、独立行政法人福祉医療機構助成要綱（平成 22 年規定第一号）に定めるところにより助成の申請を行う助成対象者（以下、助成対象者という。）で、かつ、WAM 助成連絡システム利用登録書（変更届）兼 WAM NET 利用申請書（変更届）（以下「利用登録書」という。）により機構に利用の届け出を行い、独立行政法人福祉医療機構 WAM NET 利用規約（以下「WAM NET 利用規約」という。）及び本規約に同意した者をいいます。

(利用機関の登録要件)

第 3 条 利用機関として登録できるのは助成対象者で、かつ、利用登録書により機構に利用の申請を行い、WAM NET 利用規約及び本規約に同意した者でなければなりません。

(利用の承認等)

第 4 条 機構は利用登録書を受付け、必要な審査・手続等を経た後に利用を承認します。

2 利用を承認された利用機関には連絡システムが使用可能な WAM NET 利用機関識別コード（以下「ID」という。）が付与されます。

(利用の不承認)

第 5 条 利用申請審査にあたっては、以下のいずれかの理由により、利用の承認をしないことがあります。

- (1) 連絡システムを助成事業の事務連絡、情報交換以外の目的に使用されるおそれがある場合
 - (2) 利用登録書の申告事項に虚偽の記載がある場合
 - (3) 連絡システムの適正な運用又は管理上支障が生じる場合
 - (4) 利用機関が過去に規約違反等により利用承認の取消しを受けたことがある場合
 - (5) その他、利用機関とすることを不適当と判断した場合
- (利用機関情報の取扱い)

第 6 条 機構は、利用機関が届け出たすべての利用機関情報について、機構法第 12 条第 1 項第 7、8 号及び第 14 号に規定する事業にかかる業務（社会福祉振興助成業務、調査研究等業務、及びこれらに附帯する業務）目的以外に使用することはありません。

(本規約の範囲)

第 7 条 連絡システム利用規約は、本規約に加え、WAM NET 利用規約も本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第 8 条 機構は、利用機関の了承を得ることなく本規約を随時変更することができるものとし、利用機関はこれを承諾します。

第 2 章 利用機関確認等

(利用機関の確認等)

第 9 条 利用機関が、連絡システムを利用して事務連絡を行う場合、機構は利用機関の確認等のために、ID により利用機関を識別するものとします。

(譲渡禁止)

第 10 条 利用機関は、連絡システムの利用機関として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、名義変更、質権の設定又はその他の担保に供する等の行為はできないものとします。

(変更の届出及び利用の中止)

第 11 条 利用機関は、利用登録書の届出内容に変更があった場合又は利用の中止をする場合には、速やかに機構に所定の方法で届出をするものとします。

2 利用機関の合併等が行われた後、利用機関は、速やかに所定の方法で届出をするものとします。

(設備等)

第 12 条 利用機関は、連絡システムを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア及びその他これらに付随して必要となるすべての機器等を、自己の責任と費用において準備するものとします。

2 利用機関は、連絡システム利用時の通信費用等については、自己の責任と費用において、負担するものとします。

第 3 章 利用機関の義務

(利用機関情報の真正性等)

第 13 条 利用機関は、連絡システムを利用して事務連絡を行うにあたり、真正かつ正確な情報を機構に連絡するものとします。機構は、利用機関が真正かつ正確な情報を連絡しなかったことにより、利用機関及び第三者に生じた損害について、一切責任を負いません。

2 利用機関は、連絡システムを利用して連絡した情報について、機構から照会があった場合速やかに回答するものとします。

(ID の利用に関する自己責任の原則)

第 14 条 利用機関は、自己の ID 及びこれに対応するパスワードを第三者に知られ、利用されないよう厳重に管理しなければならないこととし、当該 ID 及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとします。

2 ID の使用により第三者に対して損害を与えた場合、利用機関は当該行為を自己がしたか否かを問わず、自己の責任と費用をもって解決し、機構に損害を与えることのないものとします。

3 機構は、連絡システムの利用により発生した利用機関の損害全てに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

4 利用機関が本利用規約に違反して機構に損害を与えた場合は、機構は当該利用機関に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。

5 利用機関が雇用している従業員等が、本利用規約に違反し、機構に損害を与えた場合、利用機関は当該従業員等の違反行為に関する使用者責任を負うものとし、機構は当該利用機関に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。

(セキュリティに関する自己責任の原則)

第 15 条 利用機関は、コンピュータウイルス対策及び不正侵入対策等に十分な注意を払わなければならないものとします。

2 利用機関の機器がコンピュータウイルスに感染し又は不正侵入等され、利用機関と第三者の間で紛争等が発生した場合及び機構に損害を与えた場合の取り扱いはい前条第 2 項から同第 5 項の規定を準用するものとします。

(禁止事項)

第 16 条 利用機関は、連絡システム利用上で以下の行為を行うことはできません。

- (1) 事務連絡に関する正規の目的以外で使用する行為
- (2) 連絡システムに対し、不正アクセスを行う行為
- (3) 連絡システムに対し、悪意のあるデータ等を故意に送信する行為
- (4) 連絡システムの全部又は一部を第三者に頒布、送信又はその他の方法で提供する行為
- (5) 他の利用機関又は第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為
- (6) 連絡システムの運営を妨げ、あるいは連絡システムの信頼をき損するような行為
- (7) ID 又はパスワードを不正に使用する行為
- (8) 事実反するまたはそのおそれのある情報を提供する行為
- (9) その他、法律等に反する行為

第 4 章 運営

(ID の一時停止)

第 17 条 機構は、運用管理上緊急性が高いと認めた場合は、当該利用機関の ID を一時使用停止することがあります。

2 機構が前項の措置を取ったことで、当該利用機関に損害が発生しても、機構は、いかなる責任も負いません。

(連絡システムの一時的な停止)

第 18 条 機構は、以下のいずれかの場合には、利用機関に事前に通知することなく、一時的に連絡システムを停止することがあります。

- (1) WAM NET が一時的に停止した場合
- (2) 連絡システムの保守を緊急に行う場合
- (3) 火災又は停電等により連絡システムの提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用上あるいは技術上、連絡システムの一時的な停止を必要と判断した場合

(利用の取り消し等)

第 19 条 利用機関が、以下のいずれかに該当する場合は、連絡システムの利用取り消し、又は ID の使用を停止することができるものとします。

- (1) 第 10 条に掲げる場合に該当することが判明した場合
- (2) 第 13 条、第 14 条及び第 15 条の規定に違反した場合
- (3) 第 16 条に掲げる行為を行った場合
- (4) 利用機関の業務の全部もしくは重要な一部を他に譲渡し、又は中止した場合
- (5) その他機構が、利用機関として不適当と判断した場合

(保証の拒絶)

第 20 条 連絡システムは、利用機関に対して「現状のまま」提供されるものであり、機構は連絡システムにプログラミング上の誤りその他の瑕疵のないこと及び使用が利用機関又は利用機関以外の第三者の権利を侵害するものではないこと、その他のいかなる内容についての保証も行うものではありません。

(改訂版または後継版の提供)

第 21 条 機構は、任意に利用機関の承認を経ずに連絡システムの改訂及びバージョンアップができるものとします。

(利用期間及び利用時間等)

第 22 条 連絡システムに係る利用期間は、原則として当該システムが運用されている期間とします。ただし、当該連絡等に係る問合せ等は、機構の受付担当者の勤務時間内に受付するものとします。

(準拠法及び管轄)

第 23 条 本規約をめぐる法律問題の準拠法は、日本法とします。

2 本規約に関する法律問題についての訴訟を管轄する第一審を、東京地方裁判所とします。

附 則

この規約は平成 27 年 7 月 31 日から適用します。